

万博開催に伴う立入禁止区域の指定について（案）

立入禁止区域指定位置図

新たな立入禁止区域

万博開催に伴う立入禁止区域

万博開催に伴う立入禁止解除区域
(渡船利用)

凡 例	
	立入禁止区域
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域
	立入禁止としない区域 (水曜日(祝日を除く) 及び年末年始(12月 28日から1月4日)を 除く、午前7時から午後 5時まで(4月から11 月は、午前5時から午後 7時まで)の間に限る)
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)
(民間施設を除く)	

区 画	番 号	種 別
1	1	埠頭施設
2	2	埠頭施設
3	3	埠頭施設
4	4	埠頭施設
5	5	埠頭施設
6	6	埠頭施設
7	7	埠頭施設
8	8	埠頭施設
9	9	埠頭施設
10	10	埠頭施設
11	11	埠頭施設
12	12	埠頭施設
13	13	埠頭施設
14	14	埠頭施設
15	15	埠頭施設
16	16	埠頭施設
17	17	埠頭施設
18	18	埠頭施設
19	19	埠頭施設
20	20	埠頭施設
21	21	埠頭施設
22	22	埠頭施設
23	23	埠頭施設
24	24	埠頭施設
25	25	埠頭施設
26	26	埠頭施設
27	27	埠頭施設
28	28	埠頭施設
29	29	埠頭施設
30	30	埠頭施設
31	31	埠頭施設
32	32	埠頭施設
33	33	埠頭施設
34	34	埠頭施設
35	35	埠頭施設
36	36	埠頭施設

1:40000